

運用管理サーバ等保守業務委託 仕様書

令和8年1月

酒田市

目次

1 業務概要及び目的	2
2 履行期間	2
3 履行場所	2
4 業務内容	2
(1) LGWAN 接続系及びマイナンバー接続系、インターネット接続系の各種ドメインサーバの保守業務	2
(2) ESET PROTECT Entry ライセンス（官公庁用）更新業務	3
(3) SKYSEA Client View ライセンス更新業務	3
(4) i-Filter ライセンス更新業務	3
5 契約事項	4
6 再委託の禁止	4
7 機密保持	4
8 その他注意事項	5

1 業務概要及び目的

本事業は、LGWAN 接続系及びマイナンバー接続系、インターネット接続系の各種ドメインサーバの保守を行い、安定稼働を図ると共に、ESET PROTECT Entry ライセンス、SKYSEA Client View ライセンス、i-Filter ライセンスの各種ライセンスの更新及びサーバ適用と保守することを目的とする。

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

※各種ライセンス更新に関しては別途更新期限を定める。

3 履行場所

酒田市役所デジタル戦略課情報システム係

4 業務内容

次のとおりとする。

(1) LGWAN 接続系及びマイナンバー接続系、インターネット接続系の各種ドメインサーバの保守業務

① 目的:酒田市ドメインサーバの安定稼働を図る。

② 内容:

(ア) 問合せ対応(電話対応12回、訪問対応6回)

(イ) Active Directory 運用保守

(ウ) オペレーション教育等

(エ) 業務支援

(オ) システム支援

(カ) 障害対応

(キ) 月次報告書の作成・提出(内容:障害対応状況や保守対応状況等を毎月報告書で提出)

(ク) その他詳細は「別紙1 ドメインサーバ運用・保守」のとおり

③ ライセンス更新:インターネット接続系のドメインサーバのみソフトウェアのライセンスの更新が必要。次のとおり。

(ア)Red Hat Enterprise Linux Server Standard ライセンス数:2 更新期日:令和 8 年 4 月 1 日

(イ)GROUP SESSION 有償サポート 101-300 名 ライセンス数:1 更新期日:令和 8 年 4 月 1 日

(2) ESET PROTECT Entry ライセンス (官公庁用) 更新業務

- ① 目的:酒田市所有の ESET PROTECT Entry ライセンス (官公庁用) の更新
- ② 内容:
 - (ア) ESET PROTECT Entry ライセンス更新及びインストール作業(ライセンス数:1717)
 - (イ) 更新するライセンスは 12 か月間有効なものとする(更新期限:令和 8 年 6 月 5 日)
 - (ウ) 機器設定作業:管理サーバへのライセンスセットアップ及びサーバ保守
 - (エ) ライセンス納品書の納品:ライセンスの更新が完了したことを確認できる資料等
 - (オ) 障害対応

(3) SKYSEA Client View ライセンス更新業務

- ① 目的: 酒田市所有の SKYSEA Client View のライセンス更新
- ② 内容:
 - (ア) SKYSEA Client View ライセンス更新及びインストール作業
 - ・Government Licence Light Edition サーバライセンス ライセンス数:3
 - ・Government Licence Light Edition クライアントライセンス ライセンス数:1617
 - ・画面操作録画サーバライセンス ライセンス数:1
 - ・画面操作録画クライアントライセンス ライセンス数:200
 - ・不許可端末遮断サーバライセンス ライセンス数:3
 - ・不許可端末遮断クライアントライセンス ライセンス数:1617
 - ・サーバ監査 台数ライセンス ライセンス数:20
 - (イ) 更新するライセンスは 12 か月間有効なものとする(更新期限:令和8年9月30日)
 - (ウ) 機器設定作業:管理サーバへのライセンスセットアップ及びサーバ保守
 - (エ) ライセンス納品書の納品:ライセンスの更新が完了したことを確認できる資料等
 - (オ) 障害対応

(4) i-Filter ライセンス更新業務

- ① 目的: 酒田市所有の i-Filter のライセンス更新
- ② 内容:
 - (ア) i-Filter のライセンス更新及びインストール作業(ライセンス数:100)
 - (イ) 更新するライセンスは 12 か月間有効なものとする(更新期限:令和 8 年9月30日)
 - (ウ) 機器設定作業:管理サーバへのライセンスセットアップ及びサーバ保守
 - (エ) ライセンス納品書の納品:ライセンスの更新が完了したことを確認できる資料等

(オ) 障害対応

(カ) 毎月のサーバ保守作業

5 契約事項

(1) 納品:納品については以下の条件とする。

① 検収: LGWAN 接続系及びマイナンバー接続系、インターネット接続系の各種ドメインサーバの保守業務委託については、月次報告書の提出により毎月委託者が検収を実施する。各種ライセンス更新業務については、一部完了通知書等の提出により、都度委託者が検収を実施する。

(2) 契約不適合責任

① 納品後1年間を契約不適合責任期間とし、運用サポートを含めて対応すること。

(3) 業務完了報告等

① 受託者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。

② 委託者は、前項の業務完了報告書等を受理したときには、その日から起算して10日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。

③ 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

(4) 委託料の支払い

委託料は月払いとする。受託者は毎月の月次報告の検収完了後、契約額の1/12を委託者に請求するものとする。なお、請求額に1円未満の端数を生じるときはその端数金額はすべて1回目の支払いに係る分割金額に合算するものとする。委託者は受託者が発行する正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

6 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、あらかじめ委託者の承認を得る必要がある。

7 機密保持

委託者が提供した資料・情報や、作業の中で知りえた情報の機密保持のために以下の内容を遵守すること。

(1) 機密保持

① 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及

び関連する法令並びに酒田市情報セキュリティポリシーに則り適切に管理すること。

② 受託者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。上記内容は本業務終了後も同様とする。

③ 受託者及びその作業者は、本業務に係わる全ての個人情報の保管・管理について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関連する法令並びに酒田市情報セキュリティポリシー、電子計算機処理に係わるデータ保護管理規定に従うこと。また、当該データの漏洩、消滅、棄損等の事故発生を防止すること。

(2) 目的外使用の禁止

受託者は、委託者が保有する情報媒体(磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、フロッピーディスク等)を本業務の目的外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 複写及び複製の禁止

受託者は、委託者が所有する情報媒体等を委託者に無断で複写し、または複製してはならない。委託者の許可を受けて複写及び複製したときは、構築業務終了後直ちに個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、事故が生じたときは、直ちに委託者に対して報告するとともに、遅滞なくその状況を委託者に通知し、委託者の指示に従いその解決に努めなければならない。

(5) 受託者における個人情報の保管及び廃棄

① 受託者は、本業務に係わる個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当り、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

② 受託者は、本業務を終了したときは個人情報を消去し、再生または、再利用ができない状態にしなければならない。また、受託者が請求したとき、受託者はその保有する本システム受託業務に係わる個人情報を直ちに委託者に返還しなければならない。

8 その他注意事項

(1) 仕様書の記述内容を熟読し、十分に理解を行った後、積算すること。

(2) 仕様書中、不明点については質疑にて確認を行うこと。

(3) 基本要件を十分担保すること。特にハードウェア障害に対する備えを十分に考慮すること。

(4) 権利の帰属

① システムソフトウェアの著作権は開発元であるシステム開発会社に帰属する。

② システム構築・運用時によって蓄積されるデータの著作権、利用権は、委託者に帰属する。